

## かごしま臨床神経心理研究会規約

### 第1章 総則

第1条 本会はかごしま臨床神経心理研究会と称する。

第2条 本会は事務所を鹿児島市明和 4-12-18 に置く。

### 第2章 目的

第3条 本会は地域において医療、福祉、教育等の専門職の臨床神経心理学の知見や具体的スキルの獲得と、それらを地域に還元することを目的とする。

### 第3章 事業

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う

- (1) 研修会、ワークショップ等の開催
- (2) 活動のWEB掲載
- (3) 講師の派遣
- (4) その他、本研究会の目的を達成するために必要な事業

### 第4章 会員

第5条 本会の会員は本会の目的に賛同する医療、福祉、教育等の専門職を中心にその職種は特に問わない。

第6条 会員として入会しようとする者は、世話人の推薦のもと入会申込書を提出し、世話人会の承認を得るものとする。

第7条 会費は徴収しない。

第8条 会員は、退会届を提出し任意に退会することができる。

### 第5章 役員

第9条 本会に次の役員を置く。会長1名 世話人若干名 監事1名 会計1名

第10条 世話人は、総会において選出・決定する。

第11条 会長選出は世話人会で諮る。

第12条 本会は必要に応じ顧問を置くことができる。顧問は会長が推薦し、世話人会で承認され決定する。

第13条 役員任期は2年とする。ただし留任をさまたげない。

第14条 世話人会は、事業の開催にあたり当番世話人を指名する。

第15条 幹事は、会員の中から1名選出する。

第16条 会計は、世話人の中から1名選出する。

## 第6章 運営

第17条 本会は、総会と世話人会にて構成する。

第18条 会長は、本会の業務を統括する。

第19条 世話人は、会長を補佐する。

第20条 世話人会は必要に応じ、会長が招集する。

第21条 世話人会は、事業内容並びに年次計画を決定し、総会の承認を得る。

第22条 監事は会計の監査、業務執行状況を監査する。

### 第23条

1)総会は会員をもって構成し、総数の2分の1以上の出席にて成立する。

2)やむを得ない理由の為出席できない場合は委任することができる。

3)総会の議長は総会において出席者の中から選出する。

4)総会の議決は出席した会員の過半数の同意を持って決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第7章 財源

第24条 本会の財源は、研修会、ワークショップ等の事業収入、並びに講師派遣料の一部を以って充てる。

## 第8章 会計

第25条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第26条 余剰金が発生した場合、次年度に繰り越す。

第27条 会計は本会の収支決算を年度終了後に作成し、幹事の監査を受け、総会の承認を得る。

## 第9章 規約の変更

第28条 この規約に変更の必要性が生じた場合は、世話人会で細則を別に定めることができる。

## 第10章 補則

第29条 この規約の施行について細則が必要となった場合は、世話人会で細則を別に定めることができる。

## 附則

この規約は2022年4月1日から施行する。